

院内感染が発生した医療機関における病床確保料の取扱いについて

1 概要

新型コロナウイルス感染症患者の受入に伴う経営上の不安を払拭し、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の拡充をすることを目的として、新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床を確保した医療機関については、病床確保料の補助金の対象とすることができるとされており、その要件等について定めるもの。

2 要件

次の要件を満たす医療機関を対象医療機関とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生した医療機関。

(※1) 「院内感染」とは医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したことを指し、感染経路や規模（人数）は限定されません。そのため、例えば、新型コロナ感染症以外の疾患で入院した患者1名について、入院時は陰性でしたが、後日、新型コロナ感染症に罹患していることが分かった日以降、本事業における「院内感染」が発生している日と見なすことが可能です。なお、明らかに院内で罹患したとは言えない場合（例：入院時は新型コロナ感染症が陰性でしたが、同感染症に類似の症状があり、後日、同感染症に罹患していることが分かった日まで新型コロナ患者（職員含む。）に接触する機会がなかった場合や、入院時の検査結果が偽陰性であると認められる場合等）は「院内感染」に該当しません。

(※2) 院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関の場合、県との間で院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した書面を締結する必要があります（「6 申請書類」参照）。

(2) 医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力している医療機関。

3 対象病床

(1) 即応病床：院内感染の発生により、陽性患者（ただし、入院時に陽性だった新型コロナ患者は含まない）が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床

(※1) 「退院した後」には本事業の対象となる医療機関から転院した日以降（転院した日に診療報酬が支払われる場合はその翌日以降）や療養解除後に当該医療機関内の一般病床等に転床した日は含みます（転床先で診療報酬が算定されるため）が、陽性患者のまま当該医療機関内で転床・転棟した場合は含みません。また、いったん転院した患者が陽性患者のまま再入院した場合、当該患者は外部からの受入患者となるため院内感染による陽性患者には含めません。

(※2) 「一定期間」とは感染管理のために空床にせざるを得ない期間を想定しており、医療機関の実状に沿って設定することが可能です。

(2) 休止病床：院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床
※補助上限は即応病床1床に対して1床（ただし、即応病床がICU/HCU病床の場合2床）とし、即応病床に陽性患者が入院中から算定可能とする。）

4 対象期間

院内感染が発生した日から、最後の陽性者がコロナ療養解除となった日までの期間とする。

※「最後の陽性者がコロナ療養解除となった日」は最後の陽性者が陰性（もしくは陰性に見なせる状態）となり、新型コロナウイルス感染症への入院医療を提供する必要がなくなった日であり、陰性後、原疾患等への入院医療を行っている日は含みません。また、最後の陽性患者が療養解除となった日に一般病床等に転床した場合は、転床先で診療報酬が発生するため、当該患者が入院していた病床について感染管理のために空床にせざるを得ない場合は即応病床（空床）に該当します。

5 補助単価

	区分	特定機能病院等	その他医療機関
一	I CU	1床当たり174,000円/日	1床当たり121,000円/日
二	HCU	1床当たり85,000円/日	1床当たり85,000円/日
三	重症・中等症Ⅱに加え、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床	1床当たり30,000円/日	1床当たり29,000円/日
四	上記いずれにも該当しない病床（療養病床含む）	1床当たり16,000円/日	1床当たり16,000円/日

- (※1) 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。
- (※2) 「特別な配慮が必要な患者」とは、妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等を指す。
- (※3) 「医師の判断で特に高いリスクが認められる患者」とは、呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等
- (※4) 例えば、院内感染が発生する前は新型コロナ患者を受け入れる病床ではなくとも、院内感染で対応した患者が中等症Ⅱまで増悪したことを踏まえ、院内感染収束後は中等症Ⅱの患者を受け入れる病床として運用する場合は上記「三」の補助上限額が適用され、院内感染発生前も収束後も新型コロナ患者を受け入れない病床であれば上記「四」の補助上限額が適用されます。

6 申請書類

様式名称	留意事項
①要件確認表	
②様式1 交付申請書 【新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業用】	「申請額」には、様式2又は9の(H)列の合計値を記載してください。
③様式2 所要額調書 【新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業用】 ※「補助対象病床集計表」別シート	院内感染の発生により、本補助金（空床確保）と同内容の補助金を受けている場合は、(B)「寄付金その他の収入額」に記載する必要がありますので、あらかじめ県に御相談願います。該当しない場合は、(B)列に0円と記載願います。(⑨補助対象病床集計表を入力すると(B)列以外は自動計算されます。)
④様式3-5【新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業用】 ※「補助対象病床集計表」別シート	<ul style="list-style-type: none"> ・自動計算されるため、記載の必要はございません。 ・令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者（コロナ患者）が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者（コロナ患者）が延べ10人以上の月がある医療機関である場合には、より高い単価を適用することが可能ですので、事前に御相談願います。
⑤様式8 実績報告書 【新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業用】	文書の日付、交付決定通知の日付と指令番号は空欄になっているか御確認ください。
⑥様式9 所要額精算書【新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業用】 ※「補助対象病床集計表」別シート	院内感染の発生により、本補助金（空床確保）と同内容の補助金を受けている場合は、(B)「寄付金その他の収入額」に記載する必要がありますので、あらかじめ県に御相談願います。該当しない場合は、(B)の列に0円と記載願います。(⑨補助対象病床集計表を入力すると(B)列以外は自動計算されます。)
⑦様式10-5【新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業用】 ※「補助対象病床集計表」別シート	<ul style="list-style-type: none"> ・自動計算されるため、記載の必要はございません。 ・令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者（コロナ患者）が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者（コロナ患者）が延べ10人以上の月がある医療機関である場合には、より高い単価を適用することが可能ですので、事前に御相談願います。
⑧新型コロナウイルス感染症患者発生状況表	別シートの記載例を御参照いただきながら御入力願います。
⑨補助対象病床集計表	<ul style="list-style-type: none"> ・別シートの記載例を御参照いただきながら御入力願います。 ・当様式を作成することで、様式2、3-5、9、10-5の一部が自動計算で、別シートにて作成されます。

⑩平面図（任意様式）	確保病床、休止病床、ゾーニング状況を図示した上で、ゾーニング状況の変更毎に作成願います。
⑪補助対象期間中における G-MIS の入力状況を示す資料	G-MIS より補助対象期間中の日次調査のデータを出力したものを PDF 若しくは Excel ファイルにて御提出願います。
⑫誓約書	院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関のみが提出の対象となりますので、申請に係る院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績を有する医療機関は提出不要です。
⑬補助金振込先が分かる書類	
⑭ゾーニング状況等、院内感染に対する対応状況が分かる写真	

7 確保病床を有する医療機関の取り扱いについて

「新型コロナウイルス感染症対策事業」の病床確保料の補助対象外の病床や補助期間外に院内感染が発生した場合は本事業の対象になります

なお、「新型コロナウイルス感染症対策事業」の事業の病床確保料の補助期間内において、院内感染による陽性患者が「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者であり、特段の事情もなく「新型コロナウイルス感染症対策事業」の補助対象の病床に入院が可能であるにもかかわらず補助対象外の病床に入院させた場合は、補助対象の病床に「新型コロナウイルス感染症対策事業」の病床確保料は交付できません。